

★春の交通安全運動の結果★

令和7年4月6日～4月15日の間、全国春の交通安全運動期間と同じくし、組合でも交通安全運動に取り組みました。組合員では22社が参加し、期間中物損事故が3件ありました。違反は0件でした。秋には事故違反ともに0件を目指していきます。

期間中の組合目標は

「**運転中は運転にのみ集中し、歩行者優先の思いやり運転を励行**」とします！

- 1 「ながら運転」ストップ！
- 2 自転車や電動キックボードとは並走しない(譲る)！
- 3 交通弱者(子供や高齢者ほか)の動きを見落とさない！
- 4 横断歩道が見えたら減速し、歩行者優先に備える！
- 5 右左折時、死角に歩行者が入っていないかを確認！

 建設廃棄物協同組合

★共同購買ご案内★

5月より組合仕様のフレコンが賛助会員のフジテックスに変わりました。今まで使用したことがない組合員さんをご検討いただければと思います。

企業に義務付けられる熱中症対策についてお知らせをお送りしましたがご確認頂けておりますでしょうか。共同購買でも熱中症対策に従来より熱中対策水、塩飴、タブレット等をご用意しております。また、冷却ベスト等ラインナップに加わっておりますのでご検討のうえご利用ください。

企業の熱中症対策が罰則付きで義務化されます

2025年6月1日より、職場における熱中症対策が義務化され、罰則付きで施行されます。具体的には、暑さ指数28以上または気温31度以上の環境で、連続1時間以上または1日4時間以上の作業を行う場合に、事業者は熱中症対策を講じる義務があります。対策を怠った場合は、**6月以下の懲役または50万円以下の罰金**が科される可能性があります。

企業に義務付けられる熱中症対策①「報告体制の整備」

熱中症のおそれがある労働者を早期に発見できるよう、「熱中症の**自覚症状がある労働者**」や「**熱中症のおそれがある労働者を見つけた者**」がその旨を**報告するための体制**(連絡先や担当者)を事業場ごとにあらかじめ定め、関係労働者に対して周知すること。

企業に義務付けられる熱中症対策②「実施手順の作成」

企業に義務付けられる熱中症対策③「関係者への周知」

熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ確かな判断が可能となるよう、次の点を事業場ごとにあらかじめ作成し、関係労働者に周知すること。

- 1 事業場における**緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等**
- 2 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために**必要な措置の実手順**



気化冷却ウォーターベスト 4

バッテリー不要。
水の水で体を冷却



水の方で冷却 気化冷却効果 中心位置直上



バッテリー不要 冷却効果 使いやすさ



サイズ:XS、S、M、L、XL、2XL、3XL 価格:24,000円(税込26,400円) ※別途送料

★お知らせ★

令和7年5月28日通常総会を開催します。

場所:東京都中央区八丁堀1-9-8八重洲通ハルビルアットビジネスセンター東京駅八重洲通601

時間:14時30分～